

## 37 条書面 宅建 R03(12)-42-ア 《#966》

## 【問】

宅地建物取引業者が媒介により既存建物の貸借の契約を成立させた場合に関する次の記述(ア)について、宅地建物取引業法第 37 条の規定により当該貸借の契約当事者に対して交付すべき書面に記載しなければならない事項に当たるか。

ア 借賃以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的

【答え】 当たる

## 《ポイント》 37 条書面の交付

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の貸借に関し、当事者を代理して契約を締結したときはその相手方及び代理を依頼した者に、その媒介により契約が成立したときは当該契約の各当事者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

三 借賃以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的

☆ 37 (注) ← → 35 (必)

8. 解除

9. 損害予定・違約金

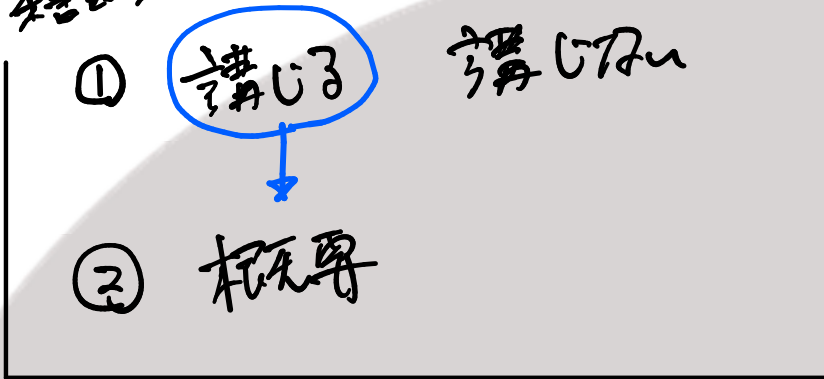
35不要

10. 2以外の金銭の額、時期、目的

× 11. 金銭管借あり 不成立の措置  
35内容

× 12. 契約不適合責任の保証保険、その他措置

← 35 種類



【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

解答

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

日記

<https://shibuyakai.com/>